

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第4回総会																																																
開催日時	令和2年7月22日（水） 午後1時30分 開会 午後2時37分 閉会																																																
開催場所	中田農村環境改善センター 多目的ホール																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>尾張勝</td> <td>2番</td><td>鈴木木巖</td> <td>3番</td><td>田島幹</td> <td>4番</td><td>豊澤啓司</td> <td>5番</td><td>芳賀秀二</td> <td>6番</td><td>柴崎専一</td> <td>7番</td><td>佐々木まき子</td> <td>8番</td><td>阿部静男</td> <td>9番</td><td>二階堂紀一</td> <td>10番</td><td>佐藤久順</td> <td>11番</td><td>佐藤幸治</td> <td>12番</td><td>秋山耕</td> <td>13番</td><td>松野秀郎</td> <td>14番</td><td>上野栄公</td> <td>15番</td><td>阿部晃徳</td> <td>16番</td><td>門馬一郎</td> <td>17番</td><td>岩淵勉</td> <td>18番</td><td>小野寺義幸</td> <td>19番</td><td>櫻井利光</td> <td>20番</td><td>三塚芳毅</td> <td>21番</td><td>浅野和宏</td> <td>22番</td><td>鈴木泰子</td> <td>23番</td><td>五十嵐幸喜</td> <td>24番</td><td>高橋清範</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番	尾張勝	2番	鈴木木巖	3番	田島幹	4番	豊澤啓司	5番	芳賀秀二	6番	柴崎専一	7番	佐々木まき子	8番	阿部静男	9番	二階堂紀一	10番	佐藤久順	11番	佐藤幸治	12番	秋山耕	13番	松野秀郎	14番	上野栄公	15番	阿部晃徳	16番	門馬一郎	17番	岩淵勉	18番	小野寺義幸	19番	櫻井利光	20番	三塚芳毅	21番	浅野和宏	22番	鈴木泰子	23番	五十嵐幸喜	24番	高橋清範
1番	尾張勝	2番	鈴木木巖	3番	田島幹	4番	豊澤啓司	5番	芳賀秀二	6番	柴崎専一	7番	佐々木まき子	8番	阿部静男	9番	二階堂紀一	10番	佐藤久順	11番	佐藤幸治	12番	秋山耕	13番	松野秀郎	14番	上野栄公	15番	阿部晃徳	16番	門馬一郎	17番	岩淵勉	18番	小野寺義幸	19番	櫻井利光	20番	三塚芳毅	21番	浅野和宏	22番	鈴木泰子	23番	五十嵐幸喜	24番	高橋清範		
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、農政総務係及川誠、農地管理係 主幹 伊藤 裕美 主査 千葉貴行、主査 石川巖穂、主事 千葉隆瑛 書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																
	<p>報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第14号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第15号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第16号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第17号 登米農業振興地域整備計画の変更申請の取下願について</p> <p>報告第18号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第28号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第31号 非農地証明願について</p> <p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第33号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第34号 空き家に付属した農地指定申請について</p>																																																

	議案第 35 号 空き家に付属した農地指定解除申出について 議案第 36 号 農地利用最適化推進委員の候補者について
会 議 結 果	議案第 27 号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第 28 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 29 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 30 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 31 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 32 号 原案のとおり決定した 議案第 33 号 原案のとおり決定した 議案第 34 号 原案のとおり決定した 議案第 35 号 原案のとおり決定した 議案第 36 号 原案のとおり決定した
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 2 年度登米市農業委員会第 4 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、8 番 阿部 静男 委員、11 番 佐藤 幸治 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《 異議なしの声あり 》
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	ここで、議案の説明についてお諮りします。

	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p> <p>日程第4、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p> <p>日程第5、報告第14号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第14号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p> <p>日程第6、報告第15号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第15号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p> <p>日程第7、報告第16号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	
議長	
議長	
議長	
議長	
議長	
議長	
議長	
議長	

	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 16 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、報告第 17 号「登米農業振興地域整備計画の変更申請の取下願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 17 号「登米農業振興地域整備計画の変更申請の取下願について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 9、報告第 18 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 18 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ</p>

	<p>ます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号3番、4番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>
議長	<p>進行番号2番について、12番 秋山 耕 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号5番、6番について、16番 門馬 一郎 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第27号を採決します。 お諮りします。

議長	<p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 11 議案第 28 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p>
議長	<p>第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>19 番 櫻井 利光 委員</p>
19 番委員	<p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番、2 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページ、4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、豊里町鳥越地内で、太陽光発電設備の設置をすることで転用の許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初、申請地に太陽光発電設備を設置する予定で地上権を設定したのですが、所有権移転の売買への変更、工期の延長等をするものです。</p> <p>農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和 2 年 7 月 22 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 18 番 小野寺義幸 委員 19 番 櫻井 利光 委員 21 番 浅野 和宏 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>

議長	<p>これから議案第 28 号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第 28 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 28 号を採決します。 お諮りします。 本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 28 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 13、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>農地法第 5 条申請の進行番号 2 番が 20 番 三塚 芳毅 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、農地法第 5 条申請の進行番号 2 番の審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 20 番 三塚 芳毅 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等</p>

	<p>に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、20 番 三塚 芳毅 委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p> <p>議長 それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>事務局 《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 5 条申請が 1 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p> <p>議長 説明が終わりました。</p> <p>議長 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>議長 19 番 櫻井 利光 委員</p> <p>19 番委員 進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 13 ページから 15 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に牛舎、放牧地、給水施設等を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p style="text-align: center;">以上のおり報告します。 令和 2 年 7 月 22 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 18 番 小野寺義幸 委員 19 番 櫻井 利光 委員 21 番 浅野 和宏 委員</p> <p>議長 以上で説明を終わります。</p> <p>議長 調査報告が終わりました。</p> <p>議長 これより議案第 30 号の「委員に関する案件」、農地法第 5 条の進行番号 2 番について、質疑を行います。</p>
--	---

議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 30 号の「委員に関する案件」、農地法第 5 条の進行番号 2 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する案件」進行番号 2 番については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>20 番 三塚 芳毅 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第 4 条申請が 1 件、第 5 条申請が 9 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>19 番 櫻井 利光 委員</p>

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸工場及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に庭を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番、4番、5番、6番については、別紙議案説明資料10ページから12ページ、19ページから21ページ、22ページから24ページ、25ページから27ページ、に記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね300メートル以内の区域にある第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農機具置場、稲わら、牧草置場を整備するもので、農地区分としては、農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に、農業用施設として利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年7月22日

現地調査委員 18番 小野寺義幸 委員
19番 櫻井 利光 委員
21番 浅野 和宏 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

13番 松野 秀郎 委員

13番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年7月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号8番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、

また、申請地の一部は既に駐車場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年7月22日

現地調査委員 13番 松野 秀郎 委員
16番 門馬 一郎 委員
17番 岩淵 勉 委員

議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 29 号、議案第 30 号の「委員に関する以外の案件」について、一括して質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
6 番委員	農地法第 4 条の進行番号 1 番について、事業計画書概要で農業用排水から取水、排水はないとありますが、ここに雨が降った場合雨水はどこに行きますか。
議長	暫時、休憩します。 《 休 憩 》
議長	再開いたします。
事務局	申請地の隣接地になりますが、住宅と隣接になっており、農業用排水ということではなく、既存の部分で対応しております。
議長	他に質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで議案第 29 号及び議案第 30 号の「委員に関する以外の案件」の質疑を終わります。
議長	これから議案第 29 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第 30 号の「委員に関する以外の案件」を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」の「委員に関する以外の案件」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 31 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 31 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 31 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 15、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>

	<p>本案件については、所有権移転が6件、利用権設定が7件となっております。</p> <p>所有権移転の進行番号2番、3番が 20番 三塚 芳毅 委員に、利用権設定の進行番号1番が 12番 秋山 耕 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号2番、3番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 20番 三塚 芳毅 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条「議事参与の制限」の規定により、20番 三塚 芳毅 委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第32号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号2番、3番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 32 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 2 番、3 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 2 番、3 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>20 番 三塚 芳毅 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>続いて、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 1 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 12 番 秋山 耕 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、12 番 秋山 耕 委員 の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 32 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 1 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 32 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 1 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 1 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>12 番 秋山 耕 委員 の入場を許可します。</p> <p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 32 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 16、議案第 33 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和元年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判断を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 33 号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 33 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 33 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定にいたしました。</p>

議長	日程第 17、議案第 34 号「空き家に付属した農地指定申請について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一であります。また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておられません。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	19 番 櫻井 利光 委員。
19 番委員	<p>進行番号 1 番については、別紙費案説明資料 68 ページから 69 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地の指定を行うものです。</p> <p>この申請は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障ありません。また、都市計画法第 8 条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおとり報告します。 令和 2 年 7 月 22 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 19 番 櫻井 利光 委員 20 番 三塚 芳毅 委員 21 番 浅野 和宏 委員</p>
議長	次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	13 番 松野 秀郎 委員。
13 番委員	<p>進行番号 2 番については、別紙費案説明資料 70 ページから 71 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地を指定申請するものです。</p>

この申請は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障ありません。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和2年7月22日

現地調査委員 13番 松野 秀郎 委員
16番 門馬 一郎 委員
17番 岩淵 勉 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これから議案第34号について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。
これで議案第34号の質疑を終わります。

議長

これから議案第34号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のおり決定することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第34号「空き家に付属した農地指定申請について」は原案のおり決定することに決定しました。

議長

日程第18、議案第35号「空き家に付属した農地指定解除について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

議長

これから議案第35号について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで議案第 35 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 35 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 35 号「空き家に付属した農地指定解除について」は原案のとおり決定することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 19 号、 議案第 36 号「農地利用最適化推進に委員の候補者について」を議題とします。</p>
議長	<p>4 番 豊澤 啓司 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、4 番 豊澤 啓司 委員の退場を求めます。</p>
議長	<p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 36 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

議長	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第36号「農地利用最適化推進に委員の候補者について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>4番 豊澤 啓司 委員 の入場を許可します。</p> <p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和2年度第4回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年7月22日

議 長(会長) _____ 高橋 清範 _____

議事録署名人 8番 _____ 阿部 静男 _____

議事録署名人 11番 _____ 佐藤 幸治 _____